解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年六月十一日責任役員会議の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根三九八五番地

宗教法人日蓮宗清栄教会

清算人　中島　存常

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年八月三十一日に社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

千葉県船橋市習志野台三丁目一七番一五号

東海北習志野五番館ビル一階

医療法人社団助和会

清算人　片桐　史郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年六月九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

京都市上京区河原町今出川下る梶井町四四七番地

宗教法人了徳寺

清算人　大河内　康

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠亡により、平成二十九年十月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

福岡市中央区高砂一丁目二四―七

医療法人皆見医院

清算人　皆見紀久男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、平成二十九年十月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

三重県名張市新町一九三番地

医療法人桝田診療所

清算人　田中　成典

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十月二十六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

三重県尾鷲市矢浜一丁目二七番一一号

農事組合法人尾鷲柑橘生産組合

清算人　森田　一市

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年八月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

熊本市中央区九品寺一丁目一番四号

医療法人社団清風会

清算人　北岡發矢郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市高木第七地割五番地、最後の住所岩手県花巻市高木第七地割一一一番地

被相続人　亡　佐藤　末吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

岩手県花巻市大通り一丁目五番二号

相続財産管理人　弁護士　安澤裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市田尻町一丁目七六〇番地一、最後の住所茨城県日立市大みか町一丁目二一番五―一〇一号

被相続人　亡　田中　寛恭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル三階

相続財産管理人　弁護士　小沼　典彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市総社二丁目九番、最後の住所茨城県石岡市総社二丁目九番一七号

被相続人　亡　小林　祥男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

茨城県土浦市中央一丁目一三番三号大国亀城公園ハイツ一〇一号高田知己法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高田　知己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市多摩区西生田四丁目一六番、最後の住所埼玉県川口市東川口五丁目一〇番二六―一〇四号エクレール東川口

被相続人　亡　高木　久幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

埼玉県久喜市栗原二丁目九番地三〇石田晴久法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石田　道哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県下呂市金山町中切二二一番地、最後の住所千葉県松戸市上本郷三九七一番地

被相続人　亡　酒井　敏博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

事務所千葉県柏市柏六―一―一　流鉄柏ビル七階　北千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日髙　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市阿玉川一一一四番地、最後の住所千葉県香取市阿玉川一一一四番地

被相続人　亡　永塚　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十一日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番一六号ＣＩ―二二ビル七階弁護士法人さくら綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹村　一成

第13期決算公告

平成29年11月21日

東京都渋谷区広尾一丁目11番2号

ＴＴプリンシパル株式会社

代表取締役　畠中　純

貸借対照表の要旨

（平成29年8月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	239,929
	固定資産	291,971
	資産合計	531,900
負債及び純資産の部	流動負債	116,948
	固定負債	356,680
	株主資本	58,271
	資本金	30,000
	利益剰余金	28,271
	利益準備金	882
	その他利益剰余金	27,389
	（うち当期純利益）	(3,259)
	負債・純資産合計	531,900